

指定管理者評価判定結果報告書

平成26年7月2日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長 小笠原 芳夫 印

平成25年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	高浜市南部ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名 称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	平成21年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務 			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	21点	84%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	48点	96%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	94点	94%	A
7. 評価結果についての講評				
<ul style="list-style-type: none"> ・例年、高い評価に値する取組みがなされ、高水準のサービスを追求している様子が見られる。利用者とのコミュニケーションも図られ、関わる方が皆充実感を持って取組まれていると拝察する。あまり無理のない範囲で、今後も更なる充実を目指していただきたい。 ・「年度事業報告書」のコメント欄は、せっきくの取組みをきちんと伝えるためにも、もう少し詳細に記入していただけると良い。同様に、収支決算書も多岐にわたる活動の中での作業にご苦労が感じられるが、より明瞭で、継続的に確認できるものとして作成されたい。 				